

国告示で定める調査項目等に付加する事項について

兵庫県では、令和7年6月30日に「建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則」を改正し、平成20年国土交通省告示第282号（以下「定期調査告示」という。）で定める調査項目、調査方法及び判定基準に対して、以下の事項を付加しました。

小規模民間事務所等以外の建築物に関する定期調査では、以下の「1 定期調査告示別表第1（小規模民間事務所等以外）に付加する事項」を、小規模民間事務所等に関する定期調査では、以下の「2 定期調査告示別表第2（小規模民間事務所等）に付加する事項」を参照ください。

1 定期調査告示別表第1（小規模民間事務所等以外）に付加する事項

	調査項目	調査方法	判定基準
建築物 の内部	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。以下この表において同じ。）又は戸（政令第112条第19項第2号に掲げる戸に限る。以下同じ。）の取付けの状況	目視又はこれに類する方法（以下この表及び次項の表において「目視等」という。）又は触診により確認する。ただし、3年以内に実施した法第12条第3項の規定に基づく検査又は同条第4項の規定に基づく点検（以下この表及び次項の表において「定期検査等」という。）の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	取付けが堅固でないこと。
	人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。
	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下この表において「常閉防火設備等」という。）の本体、枠及び金物の劣化並びに損傷の状況	目視等により確認する。ただし、常閉防火扉については、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	常閉防火設備等の劣化、変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
	各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動を確認する。	各階の主要な常閉防火設備等が閉鎖又は作動をしないこと。

		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況		目視等により確認する。ただし、常閉防火扉については、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	物品が放置されていること等により常閉防火設備等の閉鎖又は作動に支障があること。
		常閉防火扉又は常時閉鎖した状態にある戸の固定の状況		目視等により確認する。ただし、常閉防火扉については、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	常閉防火扉又は常時閉鎖した状態にある戸が開放状態に固定されていること。
	居室の採光及び換気	換気設備の作動の状況		各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	換気設備が作動しないこと。
		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況		目視等により確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
避難施設等	階段	特別避難階段	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
		防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	可動式防煙壁が作動しないこと。
	排煙設備等	排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
		非常用エレベーター	昇降路又は政令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーの排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
	その他の設備等	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと。
			照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

2 定期調査告示別表第2（小規模民間事務所等）に付加する事項

	調査項目		調査方法	判定基準
建築物 の内部	防火設備 (たて 堅穴区 画を構成 する防火 扉、防火シ ャッター その他こ れらに類 するもの に限る。以 下この表 において 同じ。)	常閉防火扉の取付け の状況	目視等又は触診により確 認する。ただし、3年以 内に実施した定期検査 等の記録がある場合に あつては、当該記録により 確認することで足りる。	取付けが堅固でない こと。
		人の通行の用に供す る部分に設ける常閉 防火扉の作動の状況	扉の閉鎖時間をストップ ウォッチ等により測定 し、扉の質量により運動 エネルギーを確認すると ともに、必要に応じてプ ッシュプルゲージ等によ り閉鎖力を測定する。た だし、3年以内に実施し た点検の記録がある場 合にあつては、当該記録 により確認することをも つて足りる。	防火区画に用いる防 火設備等の構造方法 を定める件（昭和48 年建設省告示第2563 号）第1第1号の規定 に適合しないこと。
		常時閉鎖又は作動し た状態にある防火設 備（以下この表にお いて「常閉防火設備」 という。）の本体、枠 及び金物の劣化並び に損傷の状況	目視等により確認する。 ただし、常閉防火扉につ いては、3年以内に実施 した定期検査等の記録が ある場合にあっては、当 該記録により確認するこ とで足りる。	常閉防火設備の劣化、 変形、損傷又は著しい 腐食により遮炎性能 又は遮煙性能に支障 があること。
		各階の主要な常閉防 火設備の閉鎖又は作 動の状況	各階の主要な常閉防火 設備の閉鎖又は作動を 確認する。	各階の主要な常閉防 火設備が閉鎖又は作 動をしないこと。
		常閉防火設備の閉鎖 又は作動の障害とな る物品の放置並びに 照明器具及び懸垂物 等の状況	目視等により確認する。 ただし、常閉防火扉につ いては、3年以内に実施 した定期検査等の記録が ある場合にあっては、当 該記録により確認するこ とで足りる。	物品が放置されてい ること等により常閉 防火設備の閉鎖又は 作動に支障があるこ と。
		常閉防火扉の固定の 状況	目視等により確認する。 ただし、3年以内に実施 した定期検査等の記録が ある場合にあっては、当 該記録により確認するこ とで足りる。	常閉防火扉が開放状 態に固定されている こと。